

# 和歌山県消防学校液化石油ガス調達に係る入札説明書

和歌山県消防学校液化石油ガス調達に係る一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 公告日

平成30年3月2日(金)

## 2 一般競争入札に付する事項

### (1) 業務の名称

平成30年度 消学第1号 和歌山県消防学校液化石油ガス調達

### (2) 調達物品の名称及び数量

液化石油ガス

予定使用料：約3000Nm<sup>3</sup>

### (3) 納入場所

和歌山市加太2362番19 和歌山県消防学校

### (4) 契約期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

### (5) 最低制限価格

無

### (6) 予定価格

有

### (7) 前払金

無

### (8) 部分払

有

### (9) 入札保証金

要

### (10) 契約保証金

要

### (11) 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

### (12) 調達の内容

和歌山県消防学校液化石油ガス調達仕様書（以下「仕様書」という。）による

## 3 入札参加資格

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け入札参加資格を有すると認められ、かつ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「ガス類その他」に登載の和歌山県内に本店を有する者であり、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。)第3条の

登録を受けた者で、液石法第27条の保安業務について、同法第29条の認定を受け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号。以下「液石法施行規則」という。)第30条第2項第2号の「一般消費者等の範囲を示した図面」に和歌山県消防学校が入るもの又は和歌山県消防学校が入る者に委託できるもの

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

##### (1) 場所

和歌山市加太2362番19

和歌山県消防学校

##### (2) 期間

平成30年3月2日(金)から平成30年3月13日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

##### (1) 場所

3の(1)に同じ。

##### (2) 期間

3の(2)に同じ。

##### (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、平成30年3月7日(水)午後5時までの間に和歌山県消防学校に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

質問に対しては、原則として平成30年3月8日(木)までに書面(ファクシミリを含む。)により回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法及び和歌山県消防学校での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、消防学校の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

#### 6 入札執行の場所及び日時等

##### (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

###### ア 入札場所

和歌山市加太2362番19

和歌山県消防学校教育管理棟2階

###### イ 入札日時

平成30年3月15日(木)午前11時00分から

###### ウ 開札場所

アに同じ。

###### エ 開札日時

イに同じ。

##### (2) 前項の入札の執行に当たって、入札参加者は次の書類の写しを持参し、入札保証金納付時に提示すること。

①和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく営業種目「ガス類その他」に係る物品調達競争入札参加資格審査結果通知書

②液石法第3条に係る液化石油ガス販売事業者登録を証する書面

③液石法第29条に係る保安機関の認定を証する書面

④液石法施行規則第30条第2項第2号の「一般消費者等の範囲を示した図面」

- (3) 入札に参加する者は、別紙様式による入札書に入札する事項を記入して行う。
- (4) 入札書は記名押印のうえ、入札者の氏名又は社名を表示して、自ら入札箱に投入しなければならない。
- (5) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式による委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。
- (7) 入札書の入札金額は訂正することができない。
- (8) 入札書を入札箱に投入した後は、いかなる理由があっても、入札書の書換え、引換え、撤回をすることはできない。
- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (10) 入札に記載する金額は1Nm<sup>3</sup>当たりの金額とし、別添仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札者の決定に当たっては、入札に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に0.1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (12) 郵便、電信による入札は認めない。
- (13) 入札・契約保証金免除申請を行った者が入札に参加できないときは、開始時刻までにその旨を連絡すること。
- (14) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることがある。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に3,000(予定使用量)を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金又はこれに代わる担保を入札の場所において入札日の午前10時から午前10時55分までの間に納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
  - ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証金保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - イ 過去2ヶ年の間に地方公共団体又は国(公団を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契

約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、地方自治法施行令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

(4) 契約を締結する者は、契約金額に3,000（予定使用量）を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2ヶ年の間に地方公共団体又は国（公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

(5) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方自治法施行令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

(6) 財務規則第87条第3号及び第93条第3号の規定による入札及び契約保証金の免除を受けようとする場合は、別紙入札・契約保証金免除申請書により、平成30年3月9日（金）までに和歌山県消防学校に届け出なければならない。

## 8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は入札参加の資格を失うものとする。ただし、(9)から(12)までに該当する入札については、その回の入札のみを無効とし、再度入札についての入札には参加できる。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人がした入札

(3) 所定の時刻までにされなかった入札

(4) 入札保証金を免除した場合を除き、入札保証金が5の(1)に規定する金額に達しないとき。

(5) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

(6) 代理人が2以上の代理をした場合のそのいずれもの入札

(7) 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札

(8) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

(9) 入札者の記名押印、代理人が入札する場合の代理人の記名押印を欠いた入札書の入札

(10) 金額を訂正した入札書の入札

(11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9 入札の失格

再度入札に付した場合、前回の最低の入札価格と同価格以上で入札したときは、失格とする。

## 10 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則第 102 条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県消防学校職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め 3 回までとする。
- 11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 12 契約方法  
契約は、落札者で行うものとする。
- 13 その他
- (1) 入札金額の根拠となった見積り内訳書及び仕様書の提出を求める場合があるので準備して入札に参加すること。
  - (2) 入札時には、携帯電話等の電源は切っておくこと。
  - (3) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守るよう努めること。
  - (4) その他本件執行については、地方自治法、同施行令、財務規則等の入札執行要領に定めるところによる。
  - (5) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。
  - (6) この一般競争入札は平成 30 年 2 月和歌山県議会において、平成 30 年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。